

「サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」等の一部改正について（案）

資料 3-1 「サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」等の一部改正について（案）（概要）

資料 3-2 「サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」の一部改正について（案）

資料 3-3 「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」の一部改正について（案）

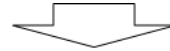
「サイバーセキュリティ基本法第13条の規定に基づき サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」等の一部改正について（案）（概要）

- 特殊法人・認可法人のうち、国民生活や経済活動に及ぼす影響を勘案して、サイバーセキュリティの確保の充実を図る必要がある法人をサイバーセキュリティ戦略本部が指定^(注1)することにより、当該法人について、国の行政機関等と同様に、政府統一基準群や監査等の対象としている。

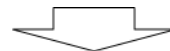
注1:サイバーセキュリティ基本法第13条(抜粋)

「特殊法人・認可法人(略)のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動に及ぼす影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定」

⇒ 指定の4要件:①国の業務との一体性、②保有情報の機微性、業務の国民生活・経済活動へ与える影響、③法人の自主的な対策のみに委ねることの適切性、④NISCの知見・能力の活用可能性



- 令和7年4月1日付で、「国立感染症研究所」(厚生労働省の施設等機関)及び「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」が統合され、「国立健康危機管理研究機構」(特殊法人)が設立予定。従来国の行政機関等として政府統一基準群や監査等の対象とされていた2機関の業務は同機構に引き継がれる一方、同機構を指定しない場合、同機構はその対象から外れることとなる。



- 「国立健康危機管理研究機構」は、その業務の性質や保有する情報、必要な対策が講じられない場合のリスク等に鑑み、指定の4要件(上記)を満たすと考えられることから、設立日付で同機構をサイバーセキュリティ基本法第13条に基づき指定することとする。

また、その実効性を確保するため、あわせて同法第33条に基づく指定を行う^(注2)こととする。

注2: サイバーセキュリティ戦略本部は、基本法第33条に基づく指定を受けた法人に対して、インシデント発生時の被害の拡大防止や迅速な復旧等に関して必要な資料の提出等の協力を求めることができる。

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（抄）

（国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保）
第十三条
国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十二条第一項において同じ。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。）におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関、独立行政法人又は指定法人の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

○第13条に基づく現在の指定法人一覧

- | | |
|----------------|----------------|
| 日本年金機構 | 国家公務員共済組合連合会 |
| 地方公務員共済組合連合会 | 日本私立学校振興・共済事業団 |
| 地方職員共済組合 | 公立学校共済組合 |
| 都職員共済組合 | 地方公共団体情報システム機構 |
| 全国市町村職員共済組合連合会 | |

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第三十三条

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は理事長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可法人であって本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、同項の協力を依頼することができる。

○第33条に基づく指定をされている法人一覧

- | | |
|----------------|----------------|
| 日本年金機構 | 国家公務員共済組合連合会 |
| 地方公務員共済組合連合会 | 日本私立学校振興・共済事業団 |
| 地方職員共済組合 | 公立学校共済組合 |
| 都職員共済組合 | 地方公共団体情報システム機構 |
| 全国市町村職員共済組合連合会 | 他（計52法人） |

国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）の概要

法律の趣旨

感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立する。

法律の概要

○国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の創設

（1）機構の組織（法人形態、役職員、服務）

- ① 機構は特別の法律により設立される法人（特殊法人）とし、政府の全額出資によるものとする。
- ② 機構に理事長・副理事長・理事・監事を置き、理事長・監事については大臣が任命し、副理事長・理事については、理事長が大臣の認可を受けて任命するものとする。
- ③ 調査・研究・分析・技術の開発に従事する役員及び職員の給与等について、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等の考慮規定を設ける。
- ④ 機構の役員及び職員について、服務の本旨・職務忠実義務・誓約書提出義務を設け、違反した場合の制裁規程を設ける。

（2）機構の業務

- ① 機構は以下の業務を行う。
 - ・ 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行うとともに、これに密接に関連する医療を提供する。
 - ・ 予防・医療に係る国際協力に関し、調査・研究・分析・技術の開発を行う。また、国内外の人材の養成及び資質の向上を行う。
 - ・ 感染症等の病原等の検索及び予防・医療に係る科学的知見に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。
 - ・ 病原体等の収集・検査・保管及びその実施に必要な技術開発・普及等を行うほか、地方衛生研究所等に対し研修等の支援を行う。
 - ・ 科学的知見を内閣総理大臣（内閣感染症危機管理統括庁）及び厚生労働大臣（感染症対策部）に報告する。
 - ・ 上記のほか、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターの業務を引き継いで実施する。
- ② 厚生労働大臣は、健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発に関する審議会の意見聴取を行った上で、中期目標（6年）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける。
- ③ 厚生労働大臣は、毎事業年度の終了後、機構の業務の実績評価を行う。その際、研究開発に関する審議会の意見を聴くとともに、中期目標期間における業務の実績見込みに関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に評価結果を通知しなければならない。

（3）機構の監督

厚生労働大臣は、報告徴収・立入検査を行うことができる。また、必要があると認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。

（4）その他

国立感染症研究所の職員に関する経過措置、国立国際医療研究センターの解散に伴う措置、機構の設立準備に係る規定の整備等を行う。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、（4）のうち機構の設立準備に係る規定等は公布の日）

「国立健康危機管理研究機構」について

1 機能・業務

- 内閣感染症危機管理統括庁・厚生労働省感染症対策部に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、**国立感染症研究所**と**国立国際医療研究センター**を一体的に統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織を創設する。
- 機構は、感染症法等に基づき、**地方衛生研究所等とも密接に連携**して、全国のサーベイランス情報の集約・分析等を行うとともに、**政府対策本部**に参加し意見を述べる。

【機能統合後の姿】



「サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づき
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」の一部改正について（案）

〔 令和 年 月 日 〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人（平成 28 年 10 月 21 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次のように改正する。

「日本年金機構」を 「日本年金機構
国立健康危機管理研究機構」 に改める。

附 則

この決定は、国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）の施行の日から実施する。

「サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づき
サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人」新旧対照表

○サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が
指定する法人（平成 28 年 10 月 21 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

（下線部分は改定部分）

>

一部改定案	現 行
<p>サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 10 月 21 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 令和 年 月 日 <u>一 部 改 定</u></p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>地方公共団体情報システム機構 地方公務員共済組合連合会 地方職員共済組合 都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 国家公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団 公立学校共済組合 日本年金機構 <u>国立健康危機管理研究機構</u></p>	<p>サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 10 月 21 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>地方公共団体情報システム機構 地方公務員共済組合連合会 地方職員共済組合 都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 国家公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団 公立学校共済組合 日本年金機構 <u>(新設)</u></p>

「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」の一部改正について（案）

（ 令 和 年 月 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定 ）

サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次のように改正する。

別表中、

「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社
国立健康危機管理研究機構」に
改める。

附 則

この決定は、国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）の施行の日から実施する。

「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」新旧対照表

○サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）（抄）（下線部分は改定部分）

一部改定案	現 行
サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則	サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則
平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日 一 部 改 定 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 定 <u>令和 年 月 日</u> 一 部 改 定	平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日 一 部 改 定 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 定
サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。) 第 31 条及び第 32 条の規定に基づき、並びに当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。 (略) (特殊法人等の指定) 第 2 条 法第 32 条第 1 項の本部が指定する特殊法人及び認可法人は、別表のとおりとする。 (略)	サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。) 第 31 条及び第 32 条の規定に基づき、並びに当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。 (略) (特殊法人等の指定) 第 2 条 法第 32 条第 1 項の本部が指定する特殊法人及び認可法人は、別表のとおりとする。 (略)
別表	別表
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園
(略)	(略)
新関西国際空港株式会社	新関西国際空港株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
国立健康危機管理研究機構	<u>(新設)</u>